第明三治十種二五郵年便三物月認三可十一日

○同種工事
以下の全ての工事
㋐　鉄道ラーメン高架橋工事
㋑　鉄道路盤工事
㋒　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長400m以上の鉄道トンネル工事
㋓　ＮＡＴＭによる延長100m以上の未固結または軟岩地山トンネル工事
○類似工事
第２位の構成員
以下の㋐、㋒又は㋑、㋒の工事
㋐　橋りょう工事
㋑　路盤工事
㋒　ＮＡＴＭによるトンネル工事
最下位の構成員
以下のいずれかの工事
㋐　橋りょう工事
㋑　路盤工事
㋒　トンネル工事

⑸　土木における平成19年度及び平成20年度の当機構の施工実績がある場合は、機構の工事成績の平均が過去２年連続で60点未満でないこと。

⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　構成員のうち代表者は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、当機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した次の同種工事の施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有する者を配置することとし、その他の構成員は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、当機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した次の類似工事の施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有する者であること。ただし、出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。）が配置する主任技術者又は監理技術者については、次に掲げる類似工事の施工経験を必ずしも必要としない。
なお、次の同種工事及び類似工事の施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことが出来ない場合は、複数名の組み合わせとすることができる。ただし、複数名のうち、同種工事の㋒及び類似工事の㋒の経験を有する者は、本工事の契約期間中専任で配置するものとし、その他の者は、各々の施工経験を有する工事の施工期間中のみの専任配置とすることができるものとする。
○同種工事
以下の全ての工事
㋐　鉄道ラーメン高架橋工事
㋑　鉄道路盤工事
㋒　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長400m以上の鉄道トンネル工事（掘削施工管理に１年以上の経験を有するもの）
㋓　ＮＡＴＭによる延長50m以上の未固結または軟岩地山トンネル工事
○類似工事
以下の㋐、㋒又は㋑、㋒の工事
㋐　橋りょう工事
㋑　路盤工事
㋒　ＮＡＴＭによるトンネル工事（掘削施工管理に６ヶ月以上の経験を有するもの）
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、鉄道建設本部北海道新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　技術提案に係わる具体的な施工計画が適正であること。
技術提案に係わる具体的な施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書（仕様書）に参考として示された図面及び示方書（仕様書）等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。技術提案に係わる具体的な施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。
また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３　総合評価に関する事項
⑴　入札の評価に関する基準
本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。
ア　工事施工体制等評価について
・品質確保の実効性
・施工体制確保の確実性
イ　工事全般の具体的な施工計画について
・工事全般の工程・安全管理に係わる具体的な施工計画
ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する事項について
・鉄筋コンクリートの品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画
・路盤工の品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画
・未固結または軟岩地山での施工に係わる技術提案及び具体的な施工計画
・覆工コンクリートの品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画
エ　社会的要請への対応に関する事項について
・施工上配慮すべき環境対策に係わる技術提案及び具体的な施工計画
⑵　総合評価の方法
ア　標準点
⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。
なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。
イ　施工体制評価点
施工体制評価点は、⑴のアに示す評価項目について、最大30点を与える。
ウ　加算点
加算点は、⑴のイ、ウ及びエに示す評価項目について、最大30点を与える。
なお、⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。
エ　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施
施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。
⑷　落札者の決定方法
ア　入札参加者は、価格及び⑴に示す評価項目の提案をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。